

法人名	区分
社会福祉法人	障害福祉サービス施設等

1. 通所系・入所系 (令和4年3月31日以前から事業を運営している施設等)

	施設等の名称	事業所番号	サービス種別	支援金算定対象経費 (円)												計
				電気代												
				R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	
1	障害者支援施設	4200000000	障害者支援施設	600,000	600,000	700,000	900,000	900,000	800,000	700,000	800,000	900,000	900,000	900,000	800,000	9,500,000
2																
3	グループホーム	4200000000	共同生活援助	130,000	130,000	100,000	150,000	150,000	150,000	100,000	100,000	150,000	150,000	150,000	100,000	1,560,000
4																0
5																0
6																0
7																0
8																0
9																0
10																0
合計 A															11,060,000	
補助金所要額 (B=A×18.6%×1/2) 千円未満切り捨て															1,028,000	

令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に運営を開始した施設等については、運営開始の月から令和4年3月までの電気代の実績額を12か月分に換算した額を計の欄に記載すること。

申請者が実施している全ての交付対象事業について記入すること。

サービス種別の欄には、実施要綱別表1に掲げる分類のサービス種別を記入すること。

2. 通所系・入所系 (令和4年4月1日以降に運営を開始した施設等)

	施設等の名称	事業所番号	サービス種別	支援金算定対象経費 (円)												計
				電気代												
				R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	
1	生活介護	4200000000	生活介護				50,000	50,000	40,000	40,000	40,000	44,000	44,000	44,000	44,000	396,000
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																

例: R4.7~11月の実績から1か月分の平均を算出して入力してください。

$$(50,000 + 50,000 + 40,000 + 40,000 + 40,000) \div 5 \text{ か月} = 44,000$$

9																	
10																	
合計 C																396,000	
補助金所要額 (D = C × 18.6 / 118.6 × 1/2) 千円未満切り捨て																31,000	

計の欄には、運営開始の月から申請日の前月までの電気代の実績額を運営開始の月から申請日の前月までの月数で除して得た額に、運営開始の月から令和5年3月までの月数を乗じた額を記載すること。
 申請者が実施している全ての交付対象事業について記入すること。
 サービス種別の欄には、実施要綱別表1に掲げるサービス種別を記入すること。

3. 訪問系・相談系

	施設等の名称	事業所番号	サービス種別	直接処遇職員の申請日の前月分の常勤換算後の人数 (E)	車両台数 (F)	E・Fで少ない数 (G)	単価 (円) (H)	補助金所要額 $I = (G) \times (H) \times 1/2$
1	居宅介護	4200000000	居宅介護	5	4	4		
2						0		
3						0		
4						0		
5						0		
6						0		
7						0		
8						0		
9						0		
10						0		
	合計					4	46,000	92,000

補助金所要額 (B + D + G) 1,151,000

申請者が実施している全ての交付対象事業について記入すること。
 サービス種別の欄には、実施要綱別表1に掲げるサービス種別を記入すること。
 申請日の前月分の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」等直接処遇職員の勤務体制が確認できる書類を作成し、5年間保管すること。なお、県からの依頼があった場合は、速やかに提出すること。
 車両台数の上限は、施設等ごとに「直接処遇職員の申請日の前月分の常勤換算後の人数」欄に記載された数（小数点以下の端数は第一位を切り上げた数）とすること。